

指定居宅介護支援事業所 ウイル の運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社エム・ケイコーポレーションが開設する指定居宅介護支援事業所ウイル（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

〈運営の方針〉

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- （2）利用者の心身の状況や環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- （3）利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- （4）関係市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保健施設等との連携に努める。

〈事業所の名称等〉

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 居宅介護支援事業所 ウイル
- （2）所在地 静岡県 浜松市 中央区 名塚町 17 - 1

〈職員の職種、員数及び職務内容〉

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人（主任介護支援専門員 常勤兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- （2）介護支援専門員 2人以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたり、居宅サービス計画を作成し、利用者等説明を行い理解を得るものとする。

〈営業日及び営業時間〉

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、1月1日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- （3）営業時間外においても、常時、事業所の介護支援専門員が輪番制による携帯電話等により連絡を取る事ができ、必要に応じて相談に応じる事が可能な体制をとるものとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は事務所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (2) 使用する課題分析票の種類(課題整理総括表、14項目に関するアセスメント票)
- (3) サービス担当者会議の開催場所第3条に規定する事業所内
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録1か月に1回

2 当事業所の居宅介護支援の内容は、居宅サービス計画の作成、要介護認定の代理申請等を行うケアマネジメント全般のものとする。

3 費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、浜松市(中央区・浜名区)の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講ずる。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体

連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅サービス等に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止の為に必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報する。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」を定期的(週1回以上)に開催する。

2 事業所は職員の資質向上の為に、研修の機会を確保するものとする。

虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加を計画的に確保し、業務体制を整備する。

3 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する為に、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を雇用契約の仲に明記する。

5 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結日(指定居宅介護支援を提供した日をいう。)から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は有限会社エム・ケイコーポレーションと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 14年 8月 15日から施行する。

この規程は、平成 18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 19年 2月 21日から施行する。

この規程は、平成 20年 11月 1日から施行する。

この規程は、平成 21年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成 26年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。